

指摘事項及び指導事項の措置状況報告書

課名等 教育委員会

監査実施期日：令和5年7月14日

監査結果報告：令和5年8月2日

1 / 1 枚目

指摘事項及び指導事項	措置状況
<p>1 予算執行関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 <p>2 服務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 <p>3 文書管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 <p>4 契約関係</p> <p>(1) 物品購入関係</p> <ul style="list-style-type: none"> プラネタリウム学習、自主投影ショート映像購入において、見積徴収伺以降の書類が綴られていなかったの確認の上、補完されたい(R4)。 <p>(2) 業務委託関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動ドア保守点検において、見積徴収依頼書における質問期限が見積提出期限の2日前、質問回答日が1日前となっていた。結果的に質問はなかったが、質問回答の内容が見積金額積算に影響を与える内容であることも考えられるため、質問回答日と見積提出期限は余裕を持った日程とするよう改められたい(R5)。 <p>(3) 修繕・工事関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約書の作成や請書の徴収を行わない修繕について、仕様書による提出義務はないが、業者から作業完了報告書が提出され、そのまま簿冊に綴られていた。完成検査復命書によらずとも、修繕が適切に行われたことについて、課内での報告を行うように改められたい(多目的ホールピアノ修繕、多目的ホールワイヤレスマイク修繕(R4))。 <p>5 備品・財産管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> 指摘の書類について、物品購入綴へ編綴しました。今後は、事案が完結するまで一連の書類として管理に努めます。 今後は、質問があることを想定し、余裕のある日程に留意し契約事務に努めます。 今までは、担当者のみが完了報告を確認している形でしたが、今後は課内でも完了報告を行い情報共有に努めます。

※ 措置状況は、指摘及び指導後早期に改善措置を講じ報告すること。